

千葉県（房総半島沿岸地域）関係史料の来歴

昭和 24（1949）年、水産庁は新漁業法の制定にあわせて、全国の漁村・漁業制度関係資料の調査を企図し、その事業を財團法人日本常民文化研究所に委託した。同研究所は漁業制度資料収集委員会を設け、東京月島にあった水産庁東海区水産研究所内に事務局をおき、同年 10 月に同事業に着手した。『漁業制度資料目録』第 1 集（日本常民文化研究所・水産庁資料整備委員会 昭和 25 年 3 月）によれば、「1949 年 10 月から 1950 年 3 月までの第一年度において岩手、宮城、千葉、神奈川、愛知、三重、和歌山、長崎および瀬戸内海の諸県に調査班をおくり、また地方調査員を委嘱した」とあり、千葉県の調査は昭和 24（1949）年 11~12 月に宇野脩平・服部一馬・網野善彦・五味克夫・江田豊・中沢真知子・加藤三代子によって行われたとある。本目録に掲載されている文書群のうち、「鴨川町文書」「鈴木祐司家文書」「笛子廣家文書」はこの時期に採訪された史料群である。神奈川大学日本常民文化研究所に保管されている採訪記録によれば、昭和 26（1951）年にも千葉県の調査が行われたとみえ、「荒井太郎家文書」「潤間権八家文書」はその際に採訪された文書群である。「千葉県漁業関係文書」の採訪に関する情報は現在のところない。

今回取り上げる 6 史料群は、「千葉県漁業関係文書」を除いていずれも『漁業制度資料目録』第 1 集および『水産庁水産資料館所蔵古文書目録』（水産庁水産資料館・日本常民文化研究所 昭和 50 年 3 月）のどちらかあるいは両方に目録が掲載されている。今回あらためて目録を作成する理由は次のとおりである。

- ① 平成 7（1995）年 4 月以降の再整理の過程で、本来別々の史料群に属すべき史料が一括されているなどの史料の移動のあったことが判明した。
- ② 従来一綴として一括されていた史料も再整理を行い、詳細を明らかにすることができた。
- ③ 解題を付して利便性を高めるとともに、前目録の誤った箇所を正すことができた。

以下、史料群ごとに特記すべき事項を記す。

1 鴨川町文書

『漁業制度資料目録』第 1 集および『水産資料館所蔵古文書目録』（水産庁水産資料館、昭和 50 年 3 月）には「鴨川漁業協同組合文書」の目録があって、その 1 点ごとの標題名はほぼ「鴨川町文書」と一致する。したがって、本史料群は鴨川漁業協同組合に保管されていた史料を中心として構成されていると言つてよい。鴨川漁業協同組合の調査は『漁業制度資料目録』第 1 集によれば昭和 24（1949）年 12 月に行われ、採訪者は宇野脩平・中沢真知子・加藤三代子の 3 名であった。同史料群が寄贈・寄託されたか否かを示す記録はなく、採訪後、水産資料館に収蔵された経緯も定かではない。鴨川漁業協同組合の採訪時の所在地は、現在の鴨川漁港付近（現在は千葉県鴨川市磯村）よりやや東に位置する小寄港付近（千葉県鴨川市貝渚）であったと考えられる。

ところで、本史料群が現在の「鴨川町文書」の名称に付け替えられた事情は何であろうか。本史料群を検討すると『漁業制度資料目録』第 1 集に「村上安太

郎家文書」として掲載されている史料 3 点（「鴨川町文書」目録番号 3, 14, 18）と標題、内容、作成者などが一致する。「村上安太郎家文書」の採訪は『漁業制度資料目録』第 1 集によれば、「鴨川漁業協同組合文書」と同じ昭和 24（1949）年 12 月に宇野脩平・中沢真知子・加藤三代子の 3 名によって行われており、旧所有者の住所は安房郡鴨川町である。やはり、寄贈・寄託に関する記録はなく、この史料群が、どのような理由で水産庁水産資料館に収蔵され、いつ「鴨川漁業協同組合文書」と一体となって「鴨川町文書」と名称を変えたのかは明らかではない。『水産資料館所蔵古文書目録』にはすでに「鴨川町文書」の名が付されており、「村上安太郎家文書」の史料 3 点も混在していることから、水産庁資料整備委員会から水産庁水産資料館に史料が移された昭和 30（1955）年には両者は一体となり、その後内容に合わせて「鴨川町文書」の名が付けられたものと考えられる。「村上安太郎家文書」の史料は 3 点とも、明治から大正にかけての水産物の取引に関するものである。「し切書（鰯・鯖・蛸等、仕切計算書綴）」（目録番号 18）の仕切 12 通の宛名はすべて「鴨川町 万蔵屋」で、村上安太郎家が鴨川町の魚商「万蔵屋」を経営していたか、あるいは何らかの関係があったものと推測される。

2 鈴木祐司家文書

『漁業制度資料目録』第 1 集によれば、「鈴木祐司家文書」の採訪は昭和 24（1949）年 12 月に宇野脩平・中沢真知子・加藤三代子の 3 名によって行われ、その際、寄贈の手続きが取られたようである。鈴木祐司家の採訪時の所在地は千葉県安房郡太海村で、現在は同県鴨川市太海浜である。

『漁業制度資料目録』第 1 集にある「文政元年八月（負担者金主方打毀一件訴訟書）」（番号 18）は、現在の「鈴木祐司家文書」に含まれていない。同家文書の筆写稿本（中央水産研究所・日本常民文化研究所蔵）によれば、これは安房国朝夷郡川谷村と江見村の住民同士の争論についての訴状で、当事者に太海村関係者がいないことから、別の史料群のものが混入し、そのことに気付いた際、「鈴木祐司家文書」から分離されたものと考えられる。

本史料群は全体の 80% 以上を近世文書が占め、その大半は難船・破船にともなう荷物・水死体の引き取りに関する証文である。これらは本来名主の家に伝来される可能性の高いものだが、鈴木祐司氏の家筋が近世期に名主を勤めたことを示す史料ではなく、親族など現地関係者の見解も概ねそのことを裏付けている。それでは「鈴木祐司家文書」はどのようにして形成されたのであろうか。鈴木祐司氏の親族の証言によれば、祐司氏は文章の読み解力にすぐれ、独力で地元の文書類を集めていたという。このことは「鈴木祐司家文書」が、ある特定の家に伝來した一括史料群ではなく、個人の意思によって集められた、太海村諸家に伝來した史料によって形成された可能性が強いことを示している。

3 笹子廣家文書

『漁業制度資料目録』第 1 集によれば、「笹子廣家文書」の採訪は昭和 24（1949）年 11 月に宇野脩平によって行われた。神奈川大学日本常民文化研究所が保管する当時の採訪記録によれば、この時に水産庁資料整備委員会に持ち帰った史料のうち、一紙ものを中心とした 50 点ほどは昭和 26（1951）年 6 月に返却され、残る帳簿 18 点は水産庁資料整備委員会に永久寄託された。現在、中央水産研究所に所蔵されている史料も、ほぼ同数の帳簿によって構成されており、史料と

にも収納されていた「祭漁洞書屋収蔵古文書」の封筒にも「永久寄託」と記されている。昭和 26（1951）年に返却された史料の目録は『漁業制度資料目録』第 1 集に掲載されているが、現在、原史料の所在は確認できていない。なお昭和 50（1975）年に出された『水産庁水産資料館所蔵古文書目録』にも同史料群の目録があり、永久寄託された帳簿 18 点について記している。帳簿は、巾着網など網漁に関するものと酒造に関するものの 2 種類に大別できる。笛子廣家の採訪時の所在地は安房郡千歳村白子、現在は安房郡千倉町である。笛子廣家の詳細については解題の項を参照していただきたい。

4 荒井太郎家文書

『漁業制度資料目録』には同史料群の採訪に関する記述は一切なく、史料とともに保管されていた「祭漁洞書屋収蔵古文書」の封筒に「採集地 千葉県市原郡今津朝山、寄贈、整理完成 1951 年 8 月 13 日」の記述がある。したがって採訪時期は昭和 26（1951）年 8 月 13 日以前で、おそらく昭和 26 年のうちであろう。採訪者は不明である。

市原郡今津朝山は正確には市原郡千種村今津朝山で、現在は千葉県市原市に属し、昭和 30 年代半ばに埋め立てが始まり漁業権が放棄されるまで、青柳など貝類の採取や海苔の養殖、網漁などが行われていた。ただし、本史料群に漁業に関する史料はほとんどなく、大半は近世期の年貢収納や地頭所とのやりとりなど名主の家に伝来するような史料によって占められている。ところで、荒井太郎氏の家に伝來した史料群であるにもかかわらず、作成者や宛名の中に荒井の名が見えず、かわりに「野崎治左衛門」あるいは「治左衛門」の名が、近世期の今津朝山村の組頭あるいは名主として頻繁に認められる。荒井太郎氏の親族筋の証言によれば、荒井太郎氏の父八十八氏が夫婦養子となって野崎家に入り、荒井を名乗ったといい、このことは荒井太郎家文書の中に野崎治左衛門家に伝來したと覺しい諸史料が含まれている事実とも符合する。

5 潤間権八家文書

『漁業制度資料目録』第 1 集には同史料群の採訪に関する記述はなく、史料とともに保管されていた「祭漁洞書屋収蔵古文書」の封筒に「採集地 千葉県市原郡千種村今津朝山、潤間権八氏寄贈文書、目録完成 1951 年 10 月 22 日」の記述がある。一方、神奈川大学日本常民文化研究所が保管する採訪記録の中に「潤間一也家文書」があつて、昭和 26（1951）年 9 月 14 日に寄贈されたことが記されている。採訪地はやはり千葉県市原郡千種村今津朝山、採訪者は井上幸子である。幸い潤間一也氏本人がご存命のため、この件について確認することができた。そして潤間権八氏は一也氏の父親であること、一也氏が権八氏から独立して居を構えたことはなく、採訪時も同居していたと思われ、史料を別々に保存していたとは考えにくいことなどの証言を得た。したがって、「潤間権八家文書」は昭和 26（1951）年 9 月 14 日に採訪・寄贈され、潤間一也氏の家に伝來した史料群であろうと考えられる。

6 千葉県漁業関係文書

『漁業制度資料目録』およびその他の採訪に関する資料に、同名の史料群についての記述はなく、現在のところ採訪地をはじめ一切の来歴情報は不明である。

史料の大半は明治8~9年前後の鰯漁および干鰯買付けに関するもので、作成者・宛名の中に「上総国南白幡村」「山辺郡田中荒生村」「御門村」「匝瑳郡尾垂惣領村」「片貝村」の地名が見られる。これらはいずれも現在の九十九里町・成東町・光町・東金市など九十九里浜沿岸部であり、恐らく本史料群も九十九里浜沿岸の鰯漁に関わる漁業従事者か漁商の家に伝來したものと考えられる。

なお、本目録の来歴を執筆するにあたって、旧所蔵者のご親族、その他の現地関係者、各自治体の教育委員会担当者各位にお世話になった。記して謝意を表したい。

(文責 越智信也)